

第 15 回  
会津美里町農業委員会定例総会

令和 4 年 2 月 18 日 金曜日 13 時 30 分

会津美里町役場本庁舎 2 階 206 会議室

会津美里町農業委員会

第15回 会津美里町農業委員会定例総会会議録

1. 日時 令和4年2月18日 金曜日 13時30分～14時10分

2. 場所 会津美里町本庁舎2階 206会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 渡部 稔	
	2番 眞鍋 伸太郎	
	3番 村松 祐一	
	4番 諏訪 栄一	
	5番 野中 充	
	6番 松本 晋平	
	7番 佐藤 孝夫	
	8番 福田 真実	
	9番 柴崎 陽	
	10番 大井 豊記	
	12番 松本 吉弥	11番 間舩 一男
	推進委員 眞部 剛	推進委員 本名 京子
	推進委員 佐藤 健一	推進委員 佐藤 和人
		推進委員 元木 博人
		推進委員 齋藤 仁
		推進委員 山田 幸市
		推進委員 山内 栄一
		推進委員 佐々木 宏光
		推進委員 山内 祐太郎
	農業委員 11名出席／12名	
	推進委員 2名出席／10名	
4. 議事録署名人	1番 渡部 稔	2番 眞鍋 伸太郎

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局次長  
係長  
主査

立川 昇  
田邊 実千代  
廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局次長 会議の前に、ご報告いたします。本日、11番 間船一男 委員から欠席の届けがありました。過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局次長 それでは、ただいまから、第15回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

( 松本会長 挨拶 )

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。  
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。  
1番 渡部稔 委員、2番 眞鍋伸太郎 委員の両君を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 ( 会務の報告 )

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

( 質疑なし )

議 長 なければ会務報告を終わります。  
それでは、議事に入ります。

## 【農地法第3条関係】

議長 議案第55号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。まず初めに、受付番号19番から22番までを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号19番、譲渡人は、譲受人は。申請農地は、橋丸字川東43番1外1筆 田 1,760㎡であります。申請事由としては、譲渡人が病気等で労力不足のため、譲受人が経営規模拡大であります。移転時期は許可日以降であり、価格は、10アールあたり400,000円となっております。権利設定は 所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号20番、譲渡人は、譲受人は。申請農地は、穂馬字家廻り43番田 330㎡であります。申請事由としては譲渡人と譲受人ともに、経営効率化のためであります。移転時期は許可日以降であり、価格は、10アールあたり250,000円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号21番、譲渡人は、譲受人は。申請農地は、穂馬字家廻り22番 田 661㎡ であります。申請事由としては譲渡人、譲受人ともに、経営効率化のためであります。移転時期は、許可日以降であり、価格は、10アールあたり250,000円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

なお、今ほどの譲渡人と譲受人の関係でございますが、受付番号20番と21番については、実質的に農地の交換をしているものであります。面積等が変わりますので、それぞれが3条申請を行うものです。

受付番号22番、譲渡人は、譲受人は。申請農地は、旭三寄字北村東22番 田 2,223㎡であります。申請事由としては譲渡人が農地の集積のため、譲受人が経営規模の拡大であります。価格は、10アールあたり665,204円となっております。なお、総額では1,478,750円となります。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

こちらにつきましては、平成24年8月に農地中間管理機構経由で分割納付という制度を使いまして、まず中間管理機構が取得をして、当人に貸し出しをしている状態でした。それを10年間の分割払いが済んだので、今回所有権移転をするものです。

議 長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。  
受付番号 19 番から 22 番について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。  
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 19 番から 22 番については原案のとおり許可することに決定いたしました。  
続いて、受付番号 23 番について審議いたします。  
本案件については、 委員が関係しておりますので、会議規則第 11 条の規定により、 委員は退席願います。

— 委員 一時退席 —

議 長 それでは、事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 23 番、譲渡人は 、譲受人は 。  
申請農地は、立石田字立行事 109 番 外 3 筆 田 7,573 m<sup>2</sup>であります。申請事由としては、譲渡人が農地の集積、譲受人が経営規模の拡大、価格は 10 アールあたり 560,880 円となっております。総額では、4,247,542 円となります。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。本案件につきましても、平成 29 年 10 月に中間管理機構を経由で分割払いを始めた経緯がございます。当時の単価となっております。5 年間の分割払いを終えましたので、今回所有権移転をするものです。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは審議に入ります。  
議案第 55 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。  
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 23 番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

— 委員 着席 —

議 長 委員に申し上げます。本案件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

### 【農地法第 4 条関係】

議 長 次に、議案第 56 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 3 番 申請人は、 。申請農地は、勝原字西勝 747 番 畑 24 m<sup>2</sup>です。

転用理由は、住宅敷地であり、追認案件であります。この案件は平成元年より住宅敷地となっておるものですが、当時同じ敷地の転用が出されて許可されており、そこに漏れたものです。最近申請者が土地の登記簿を確認して判明したもので、農業委員会の指導に沿って今回申請を提出したものです。

工事着工及び完成年月日は、許可日から令和 4 年 3 月 31 日の予定です。建築物の名称及び面積は、住宅敷地 24 m<sup>2</sup>となっております。

なお、現地調査を実施しております。以上であります。

議 長 以上で説明が終わりました。本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。受付番号 3 番について、眞部剛 委員より報告願います。

眞部委員 農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。令和 4 年 2 月 7 日午前 10 時から調査を行いました。出席者は、申請者である さん、町農業委員会より、松本吉弥 委員と私、事務局により調査を実施しております。

転用目的は、住宅敷地の一部で追認案件となっております。付近への被害防止策ですが、申請地は既に宅地の一部として長年利用されており、整地もされているため、土砂流出の恐れはなく、農業用排水施設への影響等もありません。その他周辺農地への影響ですが、申請地の東側に申請人の畑がありますが、

側溝をはさんでおり、既に宅地として利用されているため、影響はありません。  
以上報告いたします。よろしく申し上げます。

議 長 出席委員の報告が終わりました。  
それでは質疑に入ります。議案第 56 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。  
原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 56 号は原案のとおり許可相当の意見を付すことに決定いたしました。

## 農用地利用集積計画【所有権移転】

議 長 次に、議案第 57 号 農用地利用集積計画の意見を求める件についてを審議いたします。

初めに、所有権移転について審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 5 番、移転する者 、移転を受ける者 。  
当該農地は、穂馬字社団川原 3 番 外 2 筆 田 10,725 m<sup>2</sup>。価格は、田については 10 アールあたり 300,000 円でまとまりました。これは、 さんが父・ から相続した農地ですが、雨屋地区で 氏と 氏は村親戚の関係で、耕作地も隣地であり、日頃からお世話になっているという関係がございます。

なお、あっせん会議を開催しております。以上です。

議 長 説明が終わりました。本件については、あっせん会議を行っておりますので、出席委員より報告を求めます。  
受付番号 5 番について、佐藤健一 委員より報告をお願いいたします。

佐藤(健)委員 令和4年2月2日に、会津美里町本庁舎2階203会議室においてあっせん会議を行いました。出席者は、間舩一男 委員と私、事務局次長、出し手のさん、受け手のさんであります。

はじめに、さんから、広域の農業経営改善計画の認定を受けているので、受け手としてあっせん受付簿への登載してほしいとの申し出がありました。

さらに、さんから、地域の担い手に譲渡したいと考えているが、金額などの条件等についてあっせんをお願いしたいとあっせんの申し出がありました。そこで、双方の条件を確認したところ、さんは、会津若松市と当町合わせて約8.4ヘクタールの農地について水稻を中心とした経営をしており、広域認定も受けてあっせん基準も満たし、譲渡先に最適であるので、選定調書によって選定しております。価格につきましては、出し手から話し合い、受け手から希望額の提示がありましたので、妥当な額について聞き取りました。

あっせん委員としても、耕地の状態、耕作者の状況を聞き取り、両者の関係が村親戚にあたること、常日頃から隣地の耕作者としてもお世話になっていること等の特殊事情を考慮いたしました。

あっせんの結果、双方納得したため、田を10アール当り300,000円とすることで合意に至りました。以上よろしくお願いたします。

議長 報告が終わりました。それでは、所有権移転について質疑を求めます。

— なしの声 —

質疑なしと認め、採決いたします。所有権移転について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います

— 挙手全員 —

議長 賛成全員と認め、議案第57号の所有権移転は、原案のとおり決定することに決しました。

## 農用地利用集積計画【利用権設定】

議長 続きまして、利用権について審議いたします。本案件は、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思います。ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —



議 長 異議なしと認めます。  
それでは、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 57 号については、原案のとおり決定いたします。

### 【相続による農地の取得農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。  
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第 55 号から第 56 号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第 55 号につきましては、相続による農地の取得でございます。7 件の届出が提出されております。いずれも相続による農地の取得でございますので、内容については説明を省略したいと思います。

なお、受付番号 60 番から 62 番については被相続人が異なるため、それぞれ別件となっております。

### 【合意解約について】

事務局次長 続きまして、報告第 56 号 合意解約についてであります。  
解約については、8 件提出されております。  
それぞれの理由により、両者合意の上、解約がなされたものでありますので、詳細についてはお読み取りを頂きたいと思っております。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。  
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。  
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者 以上をもちまして、第15回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。  
慎重審議ありがとうございました。

《 14:10 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_ 印  
( 松本 吉弥 )

会議録署名人 \_\_\_\_\_ 印  
( 1番 渡部 稔 )

会議録署名人 \_\_\_\_\_ 印  
( 2番 眞鍋 伸太郎 )